

パブリックコメント制度により提出された意見と市の考え方

資料3

番号	対応	提案箇所	提案された意見	市の考え方
1	①	2頁	福江まちづくり会議において、まちづくりビジョンのとりまとめを進められているが、福江地区まちづくり会議の記述がどこにも出てきていない。この会議の内容は、田原市の都市づくりに反映されないのか。 「P.2 図1 計画の位置付け」等に記載できないか。 「P.24 図10 都市構造図」の福江を観光・交流拠点に指定できないか。	・都市計画マスタープランとして特に配慮が必要な計画のみを掲載しています。そのため、福江まちづくりビジョンという固有用語を用いることはできませんが、その考え方は活かして、計画書内(P.93)に「港を活用した観光・交流の促進(P.93)」と表記しています。 ・P.66と整合を図りました。
2	②	15頁	「既存の面的事業(区画整理事業等)については、推進します。」 この文章の中の「既存」とは既存の場所(市街化区域)を示すのか、既存の手法(区画整理事業等)を示しているのか、読む人により混同する恐れがある。 また、P.18にも同じ表現がある。	・わかりづらい表現でしたので、「現在計画されている面的整備事業(土地区画整理事業等)については推進します」に記載を変更しました。
3	②	16頁	地域の個性を活かした観光・交流を促す都市づくり 渥美焼(渥美古窯)などの文化歴史も地域の個性ですので、記載してはどうか。	・ご指摘の箇所を、「魅力的な地域の産品(農産物、海産物など)や歴史・文化資源(渡辺華山、渥美古窯、貝塚など)を活かすとともに、環伊勢湾地域の重要な交通結節点に位置するという特性を発揮して、観光や交流を促進する都市づくりを目指します。」と修正しました。
4	③	18頁		・ご意見を頂いた箇所は、愛知県の「都市計画マスタープラン策定マニュアル」に沿ったもので、これは行政機関相互の意思疎通を容易にする部分も含まれています。 ・ここでは、新規拡大住宅地が不要であることを示すため、マニュアルに沿った形式の表を添付していますが、市民にとっては大変わかりにくい表であるため、表記の仕方を検討します。
5	④	18頁	田原市の他の資料に出てくる人口密度と今回の人口密度では数字に差異がある。	・人口密度は県の算出方法に即したもので、おおよその目安として付記してあるものです。 ・市街化区域の人口密度は、工場、公園、河川などを除き、実際に住宅が立っている面積をもとに計算しております。なお、住宅地の面積は、都市計画法で実施が義務付けられている都市計画基礎調査から引用しており、本計画では、基礎調査の数値を参考にしました。
6	④	18頁	田原市の統計資料の中で人口集中地区は51人/ha。今回の計画では人口密度71人/haとなっており、人口集中地区以外のほうが人口が集中していることになると考えられる。	・人口集中地区の人口密度は、一般には区域全体の面積から算出しています。なお、県のマニュアルで示されているのは、分母を都市計画基礎調査で求められた住宅地のみとしているため、比較の基準が異なっています。 ・そのため、住宅地を分母とした市街化区域の人口密度の方が高くなっており、分母が小さく評価されています。
7	④	18頁	公共用地率とは何か	・住宅地が宅地として機能するためには、道路が必要となります。都市計画基礎調査における住宅地は、純粋に住宅が立つ敷地の面積ですので、公共用地率を考慮して、住宅地が機能していくために必要となる住宅地面積を計算しています。 ・土地区画整理事業の例がわかりやすいのですが、対象地域の面積が100haであるとして、この区域内には、住宅以外にも、公園、道路、水路などが必要となります。これらの公共用地などの全体に占める割合を公共用地率といいます。 ・各種の技術基準に沿って道路、公園などの整備を行うと、概ね公共用地の割合は20%を超える割合となります。
8	④	18頁	今回用いた「住宅地面積÷(1-公共用地率)」とは公式な指標なのか。	・今回用いている指標は、愛知県のマニュアルに示されているものです。 ・区画整理事業の場合の逆の計算をすることにより、実際の住宅地面積から生活に必要な区域の面積を算出しています。
9	④	18頁	公共用地率が25%が任意設定されているが、少なく見積もっていないか	・大規模な公園や公共施設などは住宅地に含まれていません。なお、大久保団地など新規の開発住宅団地では、区画道路、公園、水路など規格の高いものとなっていますので、公共用地率も高くなっています。 ・既存の市街地に関しては、基盤が整備されていない箇所もあり、大久保団地ほど高くはなりません。本市の区画整理事業の実施状況をみますと、事業実施前の公共用地率は概ね10~15%、実施後には25%~35%程度となっています。
10	④	18頁	市街化区域から導き出された人口密度を用いて、調整区域の面積を算出することは、人口密度の違いにより無理があると思われる。	・愛知県のマニュアルに示されているものです。ただし、「市街化区域から導き出された人口密度」ではなく、市域全体の人口密度から算出しています。
11	④	20頁	1)市街地の整備の中で、赤羽根市街化区域・福江市街化区域に整備される都市公園の記載を入れてはどうか。	・公園の整備は、地域や地元の協力、ニーズに即した適切な公園の種類の検討などが不可欠です。そのため、都市公園の整備には、非常に長い時間が必要となりますが、赤羽根・福江市街化区域に関しては、これまで都市公園の整備を行うための検討が行われてきておらず、緑の基本計画においても具体的な記載がありません。そのため、本計画においても記載することができません。 ・ただし、両市街地において都市公園が不足していることは明確であるため、P.51において「③緑化重点地域」及び「④子どもの遊び場の確保」という2つの観点から方針を整理しています。
12	④	21頁	2)集落の整備の中で、公園整備の記載は追加出来ないか。	・現在、市民館に併設する形で「広場」の整備を進めており、これについては、P.70の「②コミュニティ施設等の整備」として記載しています。 ・また、緑の基本計画では、地域ごと若干考え方は異なるものの、市街化調整区域については、全般に「農地に点在する多様な緑(平地林、社寺林、谷戸、防風林など)や水(ため池、河川、用水路など)を保全・活用する」となっており、本計画においてもこの考え方に基づいています。なお、「④子どもの遊び場の確保」については、P.51で述べています。
13	①	29頁	旧田原町マスタープランでジャスコ北側の農地に記載されていた中央公園は構想が廃止になったのですか。	・記載漏れでしたので修正しました。
14	①	33頁	観光・交流拠点で(保美貝塚、潮音寺、畠神社)を記載してはどうか。	・ご指摘のとおり、追加して修正しました。
15	④	34頁	産業集積拠点(田原市街化区域(臨海部))の②土地利用について、「地域内もしくは隣接地に商業、業務施設等利便施設用地等を確保を図ります。」、 P.64 7)観光・交流施設等の②田原市街化(臨海部)利便施設で、「金融、郵便、通信サービス等を提供するとともに身近な商業機能を充足させることのできる利便施設の立地を促進させ、地域の特産物等の販売を行います。」とあるのは、今回のマスタープランの都市づくりの理念のコンパクトシティに反しないか。 立地的に既存市街化区域の端に位置し、身近な商業機能はだれのための、どんな施設を想定しているか。 市内の同様な施設(サンテパルク田原、中心部の商業施設)と競合しないか。	・ご指摘の施設は、田原市街化区域(臨海部)において、最低限の商業機能さえ充足していないという現状を踏まえて記載しているもので、大規模なものは想定しておらず、既存商業機能との競合などは無いものと考えます。
16	④	36頁	中心集落生活拠点へ街区公園に準ずる公園整備し、各校区の中心拠点としてふさわしい整備を進めてはどうか。	中心集落生活拠点には市民館が整備されており、市民館に併設する形で広場の整備を進めています。

パブリックコメント制度により提出された意見と市の考え方

資料3

番号	対応	提案箇所	提案された意見	市の考え方
17	④	40頁	市街化調整区域について 市街化調整区域は国による法律の規制により開発が抑制されており人口が減少する要因になっている。 浜松市の大規模既存集落制度のような、制度によるソフト施策を導入してはどうか。 市街化調整区域内の中心集落を選び、線引きすることにより、規制と誘導を計り「コンパクトな町づくり」の推進と、沿道サービスも含めた「バラ建ち」の規制により、良好な集落環境保全と地域の活性化やコミュニティ維持のための地域住民の定着と地域外住民の移住などの若年層の流入が計れるようになってはどうか。	・福江市街化区域では、区域内の人口減少が調整区域の人口減少を上回っており、福江市街化区域のスプロールをどのように抑制するかが課題になっています。また、現にスプロールが進んだ地域においてどのようなまちづくりを進めていくのかも大きな課題となっています。 ・本計画では、p.44で現状・方針を整理していますが、集落におけるまとまりのある集落形成のための具体的な方策には言及していません。 ・今後全国の先進事例や既往事例を参考に、本市の実情に即した方策の検討を行っていく予定ですので、ご指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。
18	①	44頁	3) 自然的土地利用(農業・漁業地域)の中の文章で「市街化区域を上回る人口が」と表現されているが、この文章のままでは同等以上や50%強と事実を誤認する恐れがあるので、「市街化調整区域に田原市全体の人口の2/3が」というように間違えないような表現にしてはどうか。	ご指摘のとおり、文章を修正しました。
19	④	45頁	現在の都市計画図にはない新たな都市計画道路の案が出ているが、如何云った役割があるか説明が必要である。	・「新規計画道路」として位置付けている路線は、主として本市の内海側を東西に走る道路軸と表浜側を東西に走る道路軸とのアクセスの改善を担う路線として考えております。 ・この背景として以下のことが考えられます。 ・内海側では渥美半島縦貫道路、表浜側では伊勢湾口道路の計画があり、前者については整備の目処は立っており、後者についても、非常に不透明な構想となっています。 ・本市が半島地形であることから、人口の誘致要因はそれほど多くなく、臨海部における定住促進のためには、臨海部と市域をつなぐ道路の整備が重要な役割を果たすこととなります。 ・渥美半島縦貫道路と国道42号を結ぶ道路のうち、田原市街地をバイパスする機能を持った路線が必要となっている。 ・などがあります。
20	④	45頁	いつ頃、都市計画道路の変更が行われるのか。神戸蔵王線は整備後に付け替えによる都市計画道路の路線変更が行われたが、整備前に都市計画道路の変更が行われる方が良いのではないのか。	・都市計画道路の計画決定は、道路の整備を円滑に進め、周辺地域の土地利用などと調整するために行うものです。そのため、都市計画道路の計画決定を行う時期については、道路整備に関する計画の熟度とも関連してきますので、現時点では未定となっています。 ・神戸蔵王線については、土地区画整理事業と合わせて道路整備を行う計画を考えておりましたが、事業の実施に目処がたたなかったこと、同等の機能をもった市道が整備されたことなど、様々な要因が重なって、都市計画の変更に至った経緯もあり、必ずしも事前の都市計画どおりとはならないこともあります。
21	④	45頁	道路計画は、旧田原町のマスタープランから引き継いだ形で、新たな都市計画道路の新規路線(吉胡六連線、大草白谷線、神戸蔵王線の延伸)が計画されているが、都市計画道路の路線計画が過大でないか。	・本市は、愛知県の東端にある半島に位置しており、全国の高速自動車網へのアクセスは決して良好とはいえないのが実情です。そのため、本市南部からの広域アクセスを改善する伊勢湾口道路(構想)と本市北部からの広域アクセスを改善する渥美半島縦貫道路には大きな期待を抱いております。 ・なお、伊勢湾口道路(構想)については、当面整備に向けた具体化が図られることは想定できませんが、「新規計画道路」として位置付けている路線については、伊勢湾口道路(構想)を視野に入れた道路構想です。
22	④	45頁	10年前の旧田原町マスタープランでは、田原中央線の路線変更(吉胡六連線への接続)と姫島港線を豊橋鳥羽線(国道259号)への延伸計画があったが、今回の計画では無くなっている。その構想自体が廃止されたのか。	・前回のマスタープランが策定されてから約10年が経過し、ご指摘の2路線については、具体化をみることなく経過しました。なお、その間の経済・社会的な変化はさまざまあり、当初想定していたものとは大きく異なったり、土地区画整理事業に関して実現をみなかったことなどから、結果的に整備の条件が整いませんでしたので、今回の計画においては、ご指摘の2路線については含めていません。
23	④	45頁	(仮)吉胡六連線の国道259号から北側の(都)田原駅前通り線までの実線は「既設整備予定道路」になっているが、整備予定になっているのですか。国道259号から傾城橋までは愛知県の施工で整備中であるが、傾城橋から先はまだ整備計画が未定ではないのですか。いつまでに出来るという計画があるのですか。	・(仮)吉胡六連線は、伊勢湾口道路(構想)を視野に入れ、臨海部へのアクセスを改善する性格を持たせた路線と考えております。なお、傾城橋より先については、平成の始めに案を作成しましたが、その後、事業実施に至っておりません。なお、物流機能の向上や臨海部の従業者の更なる定住促進のためには、道路整備が必要不可欠であり、当該路線は整備する必要がある路線であると考えます。 ・なお、具体的な整備計画が明らかになった時点で、都市計画決定が必要となった場合には、都市計画マスタープランの位置付けが必要となりますので、本計画で新規計画道路として記載を行っています。
24	④	45頁	渥美半島縦貫道路について 半島中央部以西のルートの検討を行っていると思うが「早期整備・供用開始を要望していきます。」とは県への要望であるので、「ルート計画を策定する」というようなことを盛り込んではどうか。	・渥美半島縦貫道路の事業主体は愛知県となっておりますので、本市が独自で事業計画を策定する権限はなく、あくまで県への要望を通じて事業促進を図っていく立場にあります。
25	④	45頁	国道259号バイパスについて 石神交差点から高木東交差点までにかけては国道しか道路がなく、以東以西の2路線がこの区間で1路線となり、ボトルネック状態になっているため朝夕の混雑が激しい。この石神交差点から高木東交差点までの約1kmの区間を先行して整備を図れば、市街地間の所要時間の短縮が図れるのではないのか。	・ご質問の内容はどの区間と比較して先行すべきとお考えなのかは不明ですが、ご指摘の区間がその隣接する東西方向の区間の交通量と比較して多いのは、交通ネットワーク上、2路線の交通が1路線に集中するため当然のことと考えます。 ・なお、道路整備は、経済効果、重要性、緊急性、地元の理解などを勘案して、費用対効果が高いものから順次、事業主体が整備箇所を決定し、整備を行います。
26	①	51頁	「田原市の緑の基本計画」では都市公園となっているが、本計画では都市計画公園となっている。両者は同じものを表しているのか。	・同じものを指しています。 ・都市公園には、市が都市計画により整備したものではないがこれに準ずるもの(具体的には農村公園や児童遊園などのこと)で「田原市の緑の基本計画」P.44に記載が含まれています。 ・ご指摘のとおり、ただ紛らわしいだけなので、見出しを「都市公園」に統一しました。
27	④	51頁	整備目標の10㎡/人の都市公園面積は、都市公園のみの面積ですか。	・都市公園の面積のみです。
28	④	51頁	都市公園は市街化調整区域にも整備することは可能ですか。	・可能です。
29	④	51頁	市街化調整区域に住む人口の2/3の住民には農村公園・児童公園はあるが、一人当たり面積10㎡にはほど遠い。市街化調整区域にも歩いて行ける街区公園のような公園は必要ではないか。	・緑の基本計画(P.44)では、「都市公園等については市街地ではなくその周辺に多く分布しており、人口の多い市街地に少ない状況」と記載されており、赤羽市街化区域、福江市街化区域が極端に少なくなっています。そのため、今後整備を進める必要があるのは、主として赤羽根・福江市街化区域であると考えます。
30	④	51頁	「田原市緑の基本計画」では、一人当たり都市公園面積が4.82㎡となっているが、この数字は主に市街化区域内にある都市公園面積を田原市の総人口で割っている。この都市公園の整備目標10㎡/人では田原市の2/3の人口が市街化調整区域に住んでいると云う地域的な実情からみると、市街化区域内のみに都市公園を整備したとすると偏った計画になるのではないだろうか。	・現在の都市公園のほとんどは市街化調整区域にあります。「緑の基本計画(P.7参照)」 ・ご指摘の課題は逆であると考えられ、赤羽根・福江市街化区域において整備を進める必要があります。
31	②	57頁	4) 住宅・宅地の中で「三河駅周辺において集合住宅等の整備を進めていきます。」とあるが新たに市営住宅を整備するのですか。建築協定や高さ制限などで駅周辺の住環境の保全と景観整備を図ってはどうか。	・田原市住宅マスタープランにおいて、まちなか居住・中心市街地への定住誘導を図ることが重点施策の一つとして位置付けられており、その推進施策として、賃貸マンションの誘導等をあげています。 ・「三河田原駅周辺において集合住宅整備を進める…」とは、その施策を示すものですが、表現に若干の偏りもありますので整理させていただきます。

パブリックコメント制度により提出された意見と市の考え方

資料3

番号	対応	提案箇所	提案された意見	市の考え方
32	④	64頁	7) 観光・交流施設等 文化・学習体験施設として美術館(豊田市美術館の姉妹館)や渥美焼体験資料館などの検討は出来ないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は「観光・交流」の促進を中心とする計画ではなく、観光・交流に関しては、総合計画や「田原市観光基本計画」などを参考にしています。また、都市施設において観光・交流施設の整備を含めているのは、これらの計画で必要となる都市施設として記述しています。 ・そのため、観光・交流の面について、上記の計画に記されていない計画を具体的に、新たに追加することは困難であるといえます。反面、地域の今後のあり方に関する検討結果から必要と考えられるおおよその方向や方針については、上記計画において記されていない場合でも、検討結果をできるだけ記述するようにしています。 ・たとえば、福江市街化区域における港を活用したまちづくりについては、既存の計画には具体的位置付けはありませんが、都市整備の一環としておおよその方向を示しています。 ・上記の「美術館」や「資料館」という具体性を持たせた記載は、都市計画マスタープランという計画の性格上困難ですが、「体験型交流空間」(p93)などのような方向付けは行っています。 ・計画の性格とその限界の範囲内で地域の振興についてできるだけ方向づけています。
33	①	66頁	図22 観光・交流施設等整備方針図 観光・交流拠点の福江漁港・福江港の範囲を福江の街まで広げられないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福江市街化区域の一部を観光・交流拠点に含めました。(P.66及びP.94)
34	④	66頁	図22 観光・交流施設等整備方針図 観光・交流拠点の伊良湖フラワーパーク跡地の範囲を初立池まで広げられないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨はあくまでも跡地の活用であり、具体的な跡地活用計画では初立池を含む計画となる可能性もありますが、現時点では未定です。
35	①	66頁	図22 観光・交流施設等整備方針図 谷ノ口森林レクリエーション公園の赤点丸(青点丸?)の凡例がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・青い点線で表現しました。